

普通肥料の検査成績の公表

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第30条第1項の規定に基づき、立入検査を実施し、収去した普通肥料の検査結果を同条第7項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和元年11月19日

愛知県知事 大村秀章

令和元年10月及び11月実施分

肥料の種類等	保証票添付者	肥料の名称	検査の概要				備考
			分析検査		保証票等の検査	その他検査	
			項目	指摘事項			
乾燥菌体肥料	フジフーズ株式会社	菌体肥料 F-N	主成分 TN、TP 有害成分 カドミウム	—	誤表示	—	
米ぬか油かす及びその粉末	オリザ油化株式会社	脱脂米ぬか P5.5	主成分 TN、TP、TK	—	—	—	
加工家きんふん肥料	クレフォートポーター株式会社	鶏糞肥料	主成分 TN、TP、TK 有害成分 ひ素	—	保証票が未整備	—	
加工家きんふん肥料	司ファーム株式会社	鶏糞肥料	主成分 TN、TP、TK 有害成分 ひ素	—	保証票が未整備	—	
蒸製骨粉	株式会社半田化製工場	骨粉半田1号	主成分 TN、TP	—	—	—	

- (注) 1. 分析検査及びその他の検査欄は、検査対象荷口全体を代表するように必要袋数（ばらの場合には必要部位数）を抽出し、混合した肥料1点について検査した結果である。
2. 分析検査項目に係る指摘事項は、分析値と規格・基準又は表示値と比較した結果である。
3. 主成分等の略記号は次のとおりである。
 TN－窒素全量、AN－アンモニア性窒素、TP－りん酸全量、WP－水溶性りん酸、CP－く溶性りん酸、TK－加里全量、WK－水溶性加里、CMg－く溶性苦土、CaO－石灰全量、AL－アルカリ分、C/N－炭素窒素比
 Iの付くものは直前に示した保証成分中の内成分を表す。
4. 「分析検査」欄の「指摘事項」欄、「保証票等の検査」欄又は「その他の検査」欄の－は、指摘事項の該当がない場合である。

普通肥料の検査成績の公表

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第30条第1項の規定に基づき、立入検査を実施し、収去した普通肥料の検査結果を同条第7項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和2年2月17日

愛知県知事 大村秀章

令和2年2月実施分

肥料の種類等	保証票添付者	肥料の名称	検査の概要				備考
			分析検査		保証票等の検査	その他検査	
			項目	指摘事項			
乾血及びその粉末	加藤式三郎商店株式会社	12.0乾血	主成分 TN	—	—	—	
魚かす粉末	大平産業株式会社	7.0魚かす粉末	主成分 TN、TP	—	—	—	
魚かす粉末	雅水産株式会社	8.0魚かす粉末	主成分 TN、TP	—	—	—	
肉骨粉	愛知化製事業協業組合	9.0肉骨粉	主成分 TN、TP	—	—	—	

- (注) 1. 分析検査及びその他の検査欄は、検査対象荷口全体を代表するように必要袋数（ばらの場合には必要部位数）を抽出し、混合した肥料1点について検査した結果である。
2. 分析検査項目に係る指摘事項は、分析値と規格・基準又は表示値と比較した結果である。
3. 主成分等の略記号は次のとおりである。
 TN—窒素全量、AN—アンモニア性窒素、TP—りん酸全量、WP—水溶性りん酸、
 CP—く溶性りん酸、TK—加里全量、WK—水溶性加里、CMg—く溶性苦土、
 CaO—石灰全量、AL—アルカリ分、C/N—炭素窒素比
 Iの付くものは直前に示した保証成分中の内成分を表す。
4. 「分析検査」欄の「指摘事項」欄、「保証票等の検査」欄又は「その他の検査」欄の—は、指摘事項の該当がない場合である。